別紙書式

大竹市災害時における応急措置等の協力に関する協定

大竹市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、大竹市災害時における応急措置等の協力に関する協定実施要領(令和2年4月1日施行。 以下「要領」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大竹市において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が行う活動に対し、乙が公共施設の応急措置等の協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請等)

- 第2条 甲は、乙の協力を必要とする場合には、乙に応急措置等の実施を要請する ことができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものと する。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭、電話 等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(応急措置等の内容)

- 第3条 前条の規定により甲が乙に対して要請できる応急措置等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) パトロールによる状況報告等の情報提供
 - (2) 公共施設に被害が発生した場合の土砂、倒木及び障害物の除去
 - (3) 重機, 資機材等の迅速な斡旋や調達
 - (4) その他甲が必要と認める作業

(協力の実施)

- 第4条 乙は,第2条第1項の規定による要請を受けたときは,優先して当該要請された応急措置等を実施するものとする。ただし,応急措置等の実施途中において,二次災害のおそれがあるときは,直ちに中断し,作業従事者に対して危険回避措置を行うとともに甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- 2 乙は、応急措置等を実施したときは、甲に状況を連絡するとともに、速やかに報告書(別記様式第2号)により報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 第2条に規定する要請により、乙が応急措置等の実施に要した費用は、甲 が負担するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず,第3条第1号に規定する情報提供に係る費用について,

甲は負担しないものとする。

3 第1項の費用については、甲が価格を決定し、乙の請求に基づき、甲が支払う ものとする。

(費用の請求)

- 第6条 乙は、応急措置等の実施が完了したときは、応急措置等の実施に要した費 用を市に請求するものとする。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、内容を精査し、問題がなければ 速やかにその費用を支払うものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙の応急措置等の実施に伴い,第三者に被害が生じたときは,甲と乙が協議の上,その処理解決に当たるものとする。

(提出物)

第8条 乙は、この協定を締結したときは、速やかに甲に人員及び資機材届出書(別記様式第3号)を提出し、この協定を締結した年度の次の年度からは毎年4月末までに同書を提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲若しくは乙が文書による終了の意思表示をした場合、乙が第8条の規定による人員及び資機材届出書を提出しない場合又は正当な理由もなく乙が協力を拒んだ場合は、その効力を失うものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

- 甲 広島県大竹市小方一丁目 11 番 1 号 大 竹 市 大竹市長
- 乙 所在地 商号又は名称 代表者